

資治通鑑考

三一 楠國雄

目次

- I 序
一、資治通鑑の成立
- 二、通史の出現
- 三、新法と通鑑
- II 資治通鑑論
一、形式について
- 二、書法について
- 三、^ハ臣光曰^ハについて

序

は文化の諸部門に噴出したが、とりわけ思想史の領域に特色ある學の體系を打ち立てた。それは一口に宋學と呼ばれるが、從來の宋代思想史研究は、専ら周・程・張から朱子に至る狹義の宋學に關心が向けられ、それ以外の諸學にはやや冷淡であつたきらいがある。むろん義理の學は宋學の粹であり、宋一代に留まらず元・明と盛行し、遠く清朝まで餘韻を殘した強力な形而上學であったが、固よりそれだけが宋學の全てではない。他の諸學の解明、とりわけそれらと道學との關わり、いわば兩者の間ににおける思想的ダイナミズムの闡明の上に立て、宋代思想史を再構成する必要があると思われる。

小文の目的は、士大夫の一典型である司馬光(1019—1086)の^ハ資治通鑑^ハ(以下^ハ通鑑^ハと略記)を通して、廣大な宋學の一隅を照射することにある。始めに断わっておかねばならないが、ここで私はトータルな司馬光と^ハ通鑑^ハ像を提出しうる自信は全くない。^ハ通鑑^ハは一讀したもののは傍證として引かれるべき彼の浩瀚な上奏文はまだ読み切れていないし、宋代史に關する知識の蓄積もまだ日が浅い。それに^ハ通鑑^ハを思想史の中に位置づけようしながら、司馬光の個的實存にこだわって^ハ通鑑^ハの中に^ハ劇^ハを見めすぎたきらいがある。しかし私はそこから踏み出すより仕方がなかつた。人は自分の歩き方で歩の開幕であつたことは異論のないところであろう。新しいエネルギー

むより他はない。

I 資治通鑑の成立

ひとつの歴大な著作が書かれるということは一體どういうことなのだろうか。著者と作品の間に横たわる闇の前で我々はしばし茫然と併まざるをえないが、いま私は「通鑑」の成立について次の三つのファクターを指定した。即ち、(1)時代、(2)新法という政治状況、(3)司馬光の内的動機。この三者の力学の上に「通鑑」は成立し、かつまたその性格は決定された、というのがこの章の結論である。

一、通史の出現

「通鑑」は宋代に至つて忽然と出現した通史である。抽象的な思辨よりも具體的な事例を尊重し、先人の経験の中に生きる上での規範を見出さんとしたこの民族は歴大な記録を蓄積してきたが、とりわけ王朝が變わる毎に次の王朝が前代の歴史を編むという營みは、暗黙の慣例によつて歴代と絶えることなく行なわれた。正史と呼ばれるそうしたより整備された記録群は、しかしその始祖である「史記」と「南史」⁽²⁾と「北史」⁽³⁾とを除いて、全て前代一代限りをその射程距離とする所謂断代史であった。歴史の發祥から當代に至るまでをその時代の視點から振り返るということは、正史に關する限り、漢以後宋代に至るまで絶えてなかつたと云つてよい。

尤も「史記」以後、正史の外では通史の試みが行なわれたこともあつたらしい。「史通」によれば、梁の武帝が編纂させた「通史」六百二十卷と北魏の崔鴻等が編んだ「科錄」二百七十卷が存したという。

「通史」は「史記」の後を繼ぎ齊室の終りまで、「科錄」は上古より宋室の終りまで書かれたが亂に遭つて灰燼に歸した。これらは劉知幾に「通史以降、蕪累尤も深し」(史通卷一、六家第一)と罵倒されるほどであつたから餘り出來はよくなかったのであろう。しかし歴史は通史でなければならぬという意識を持つて書かれたものと思われ、六朝時代に曲がりなりにも通史が書かれた事實は考査に値するが、かかる少數の例外を除いて「史記」以後本格的な通史は生まれなかつたのである。

断代史を支えるものは、成立から滅亡に至るひとつの王朝を完結體と看做し、歴史を持続ではなく断絶の相で捉える意識である。尤もそぞら断代史の集積を、例えば「十七史」「二十二史」「二十四史」というふうにひとつの統一體、ひとつの持続として見る意識が後に生まれた。しかしそれらの記録群は各々時代と思想を異にする人間が個別的に編んだひとつの完結體であり、時間的には連續していくても、王朝の断絶を貫通する視點の缺落した記録の羅列にしかすぎず、全體としてひとつの通史と看做すことはできない。通史とは、歴史は王朝の興廢によつて断絶するものではなく、王朝は交替しても歴史的世界は連續するという意識と、明確なペースペクティヴによつて過去の事蹟を再編成した史書のことをいいう。

ところで、宋代に何故通史が出現したか。中國史學史の主流は断代史であり、宋代においてもすでに「唐書」「五代史」は編まれていた。これらに不満を抱いた歐陽修が「新唐書」「五代史記」として一家の書に再編成したが、しかしそれはあくまで断代史という枠内での仕事であった。「通鑑」は断代史そのものの枠組を破つたのであり、その背後に断代史とは別の原理が存在したはずである。結論から先に

云えど、それは單なる偶然でも司馬光個人の衝動でもなく、通史を生み出す條件と要請が宋という時代の中に備わっていたからである。

意識——いわば王朝の完結性を歴史世界全體の完結性にまで擴大する意識が用意されておらねばならない。そのような意識は歴史の激動期にしか生まれ得ない。西洋における歴史の全體を捉えた最初の書と云われるアーウグスチヌスの「神國論」は古代ローマ社會の没落から生まられたし、我國でも貴族社會の没落意識が我國最初の歴史哲學の書である「愚管抄」を生んだ。これらは深刻な没落體驗がペースペクティヴを與えた例であるが、宋代の場合はむしろ興隆體驗とでも云うべきものであった。よく云われるようく宋代は五代の破壞の中から再生した時代である。前代の古い價值觀は動亂の中で壞滅してしまつており、宋人には没落の意識はかけらもなく、むしろ彼等は建設の意欲に燃えていた。何故なら没落したのは貴族階級と彼等を支えていた世界觀であり、宋代のトレーラーである士大夫は貴族とは全く異なる地盤から擡頭してきた新興勢力であったからである。没落體驗と興隆體驗とは△負▽と△正▽という全く對極的なものであつても、自らの時代を變革の時として捉える點において變わりはない。宋人には自己の時代が全く新しい時代であるという自意識があつたのである。かかる意識にとって世界は△今▽と△古▽のふたつしかあり得ない。ここに王朝の交替による斷絶を越えて、歴史的社會はひとつのまとまりとして捉えられたのである。^[6]

へ通鑑▽に留まらず、それ以前にも數多く行なわれてきた。即ち太宗の時代にはへ太平御覽▽千卷、へ太平廣記▽五百卷、へ文苑英華▽千卷が編まれ、次の眞宗の時代にはへ冊府元龜▽千卷が編まれており、これら類書の他にも内藤湖南が云うように（支那史學史）、醫書や經書の疏の大成をはじめ、古文、道教、佛教の書に至るまで宋代は集大成することが盛んに行なわれた。こういった前代の知識の集成はへ通鑑▽編纂と同じ基盤に立つものではあるが、それらの類書は單に事實の羅列に留まつており、一貫した視點から歴史的世界を一家の書に再構成したへ通鑑▽とは大きな溝庭がある。そこには仁宗一代を隔てた時代の變化が與つている。范仲淹を代表とする新進官僚の擡頭、外國勢力の壓迫からくる緊張感などが相俟つて、慶曆期を境に宋朝の士風は一變する。士大夫達は自己の位置と責任について新しい自覺を持つに至るのである。⁽¹⁾ここに前代の道教的氣風は一掃され、儒學の興隆と共に澎湃たる古代復興の氣運が盛り上がつてくる。我々は後ろ向きに未來へ入つて行くとヴァレリーは云つたが、この言葉はとりわけ中國史に適わしく、一時代の文化が爛熟と崩壊を経たのち再建された新しい時代の合言葉はへ古代への復歸▽であり、宋代もこのパターンの例外ではなかつた。士大夫達は自己の生の據り所を歴史の中に見めたのである。ここにおいて遠いペースペクティヴは歴史への強い關心と結合し、通史を開花させる土壤はすでに耕されたのである。あとはひとりの史家を待つばかりであった。

二、新法と通規

治平三年（1066）司馬光は私撰の「通志」八巻を時の皇帝英宗に奉る。「通志」という名にすでに通史を書く意圖は明瞭だが、英宗はこ

のへ通志▽がひどく氣に入り、國家の全面的援助のもとに當初の目的通り五代の末まで續けるように命じた。このへ通志▽八巻はへ進通志表▽によれば「起周威烈王二十三年、盡秦二世三年」とあり、へ通鑑▽と照合してみるとちょうど周と秦の部分が八巻あることから、内容的にもへ通鑑▽と殆ど重なるものであったと思われる。最初から私撰で五代まで書く積りであったのか、實績を積んだ上で國家の援助を仰ぐ意圖であったのか不明だが、事實として司馬光は皇帝の援助を受けることになった。通史の編纂は一個人の手に餘ったのである。司馬光が侍臣として仕えていたこの英宗が歴史好みの皇帝であったことがへ通鑑▽成立の大きな推進力になった。皇帝の側も通史を欲していたのである。⁽⁸⁾かくして英宗は司馬光に次のような便宜を與えた。(1)通史編纂のために史局を設置。(2)宮廷の藏書の自由な閲覽。(3)有力なスタッフの編纂參與。(4)一切の必要経費の支出。皇帝の援助は治平四年(1067)英宗の死によつて即位した神宗の代になつても續いた。神宗はまだ出来あがらないうちからへ資治通鑑▽という名と御製の序まで與えたほどである。その他司馬光は種々の特典を受け、邇英殿における進講の榮譽も賜わっている。

しかしながら、率先のよいスタートにも拘わらず、史局の設置と符合するかのよう皮肉にも司馬光を取りまく政治状況が波立ち始める。通史着手後三年、即ち熙寧二年(1069)、即位して間もないこの青年皇帝は、王安石を抜擢し制置三司條例司を置き、世にいう新法を次々と斷行していくのである。司馬光は極力これに反対し、王安石と激しい論争を重ねその弊を度々上奏するが、ついに神宗の意を曲げることは出來ず、その意を慰撫せんとして與えられた樞密副使の職を蹴り、熙寧三年(1070)、端明殿學士を以て永興軍宣撫使として外に出て中央

から退く。言聽かれざれば去るというのがこの時代の士風であった。翌年春、許州に移されるが彼は赴かず、西京留守臺の職を請い、許されて洛陽に歸る。時に熙寧四年四月、西京留守臺とは、執政や重臣達の休老養疾の閑職であった。熙寧七年(1074)、求言の勅が下つた時、感泣した司馬光は沈黙するに忍びず六事を開陳したことを唯一の例外として、これより司馬光は口を閉ざして復た新法を論ぜずとへ通鑑長編▽に云う(卷二百二十)。そうすることによってへ小人の禍▽を避けたのである。この間、元豐八年(1085)、神宗没して宣仁太后垂簾の政を行い、信望厚い司馬光を中心政界に返り咲かせるまで前後六たび官を遷つたが、司馬光はそのつど書局を隨えて赴いたという。元豐七年(1084)のへ通鑑▽完成に至る十五年間、彼は洛陽にあって修史に没頭した。

へ通鑑▽の制作が殆ど新法實施の時期と重なつてゐる事實は重要である。宣仁太后攝政による政界復歸に至る十五年間、舊法黨の領袖司馬光は事實上失脚しており、かつ新法の實施を切齒扼腕して傍観せざるを得なかつたのである。このような状況が、どういう形にせよへ通鑑▽に何ら影を落とさないと考えることほど非現実的な考えはないであろう。翰林侍讀學士司馬光にとって、現實の場における君主に對する規諫こそその任務の大なるものであり、そこにこそ彼の生甲斐も存在理由もあったのである。今や規諫の道は封じられ、自己の思いを託すのは歴史叙述しか殘されていない——かかる状況は我々にあの漢の太史令のことを想起させずにはおかないのである。

へ史記▽と十世紀を隔てて現われたへ通鑑▽とは、通史という一項を除いてあらゆる點で好個の對照をなしているが、著作時の著者の置かれた状況には歴史の暗合とでも云うべき不思議な一致がある。この

漢代の性喪失者もまた行爲の場を奪われ、表現行爲以外におのれの生を確認する場は残されていなかった。むろん史記に着手後よりかかってきた李陵禍は史記の全てを決定したものではなく、この大世界史を成立せしめたものは漢帝國の擴がりと著者の才であつたが、不幸な體験がなかつたとしたら史記はもつと違つたものになつていいであろう。論賛に散見する激辭、そして歴史家司馬遷のマニフェストと云うべき列傳第七十太史公自序の制作にその痕跡は明瞭である。^四皇帝の恣意に對する憤怒は何よりも個人的怨念の地平を離れて、人間を深い所で凝視する視座を與えたはずである。

いま私はここで所謂發憤著書の説をそのまま通鑑にあてはめようとするのではない。しかしこの時司馬光にも憤怒があり、麟結する所（太史公自序）があつたに違いないのである。問題はその際彼の憤怒がどこに噴出したかということである。云々換えれば、一方の極に新法の施行という沸き返った現実があり、一方の極に静まり返つた歴史的世界が横たわっているというその引き裂かれた現實の中での、ひとりの官僚にとって通史編纂はどういう意味を持っていたかという問題である。その歴史叙述に新法への怒りをこめて再び現實に投げ返すという回路は容易に想像されるところである。しかし事はそれほど單純ではない。

なるほど、臣光曰で始まる論賛には歴史事象に假託して暗に新法を攻撃している言辭は散見するが（II—IIIで言及する）、通鑑の本文そのものは歴代の史書に例がないほど事實を執拗に追求しているのである。論賛で史家の個人的な見解を述べ、本文では事實の影に自己の姿を潛めるというのは、何も通鑑に限つたことではなく中國歷代の史書の通例であるが、通鑑の場合事實へ

の傾斜がとりわけ顯著なのである。司馬光は史實の選擇に際して、ひとつの史實に二種以上の典據があつた場合、それらを比較論證して史實の精確さを期すという極めて實證的な方法で臨んでいる。ところが奇妙なことに、そのような操作はいわば舞臺裏の作業であるにも拘わらず、彼はそれを敢て公開しているのである。通鑑考異三十二卷がそれである。通鑑の事實尊重主義は世に喧傳されており、實際通鑑の史實は信憑性の高いものであるが、史家としてより精確な史實を追求することはむしろ當然であつて、司馬光に限らず姿勢としては歴代の史家が目指した所であった。ただ彼等はその手の内を見せなかつただけである。私は通鑑の客觀主義そのものより、むしろ彼がそれを考異という形で通鑑と共に上梓せんとした事實の方が重要であるように思う。客觀主義そのものより、客觀主義の標榜の方に注目したいのである。^四この通鑑考異は新法に對する憤怒とは無縁で、それどころか一見正反対の方向のように見えながら、實は兩者は見えざる糸でつながつてゐるよう思われる。

すでに中央政界から退き通鑑に没頭していた時、司馬光には通鑑を當初の目的通り一個の史書として自立せしめねばならぬという要請と、歴史事象を借りて新法を批判し廢棄に至らしめねばならぬという要請との葛藤があつたと想像される。こういう場合中國の史書は便利なもので、自己の見解の吐け口として論賛という場が設けられているから、毀譽褒貶の許される論賛で新法批判の論陣を張り、本文で事實を排列すれば彼のディレクタも難なく解決するよう見えれる。わざわざ考異を設けて事實尊重主義を標榜する必要はないのである。私はそこに意識家司馬光の綿密な配慮を見る。通鑑が新法施行の渦中に、舊法黨の領袖によつて書かれたという事實をここで

もう一度想起したい。しかも隱微な形ではあるが、通鑑は新法批判の言辭を内包している。このままでは、通史が完成した暁に人がこの書を指さして、私憤の餘りになった偏向の書という評價を與えることは充分に豫測される。⁽¹²⁾ そうなれば一個の史書として當代はおろか、後世まで生き延びることは困難であろう。

通鑑考異こそは豫想される誹謗から通鑑を救うための堅固な武裝であったのであり、敢て事實至上主義を標榜することによって彼は憤を韬晦し、自己のディンマの活路を開こうとしたのである。

ただししかし、通鑑考異の持つ意義を新法との關わりという個人的レベルだけで捉えることは一面的にすぎよう。何よりも先ず、中國史學史の中に位置づける必要がある。史學史の中などのような要請があつて彼に事實主義を唱えさせたのかという問題である。ごく大雑把に捉えてみても、記錄者の主觀的褒貶によつて事實そのものが曲げられた^(補注)、春秋より、記錄から記錄者の主觀的判断を論質という形で追い出した史記を經て、客觀的事實の雄辯性を考異によつて保證せんとした通鑑に至るまで事實との葛藤の歴史は長い。そしてまた宋代における春秋學と考異はどう關わるのかという問題もある。更にはまた、思想史の文脈の中でも考察せねばならないであろう。宋代の學を特徴づける所謂理學は、中國思想史の中でも類をみない極めてメタフィジックな體系であり、自己の形而上學に忠實な餘り經書を歪曲したと後世非難されたほどである。そのような思潮とは逆に通鑑は事實に沈潛しようとしている。一方には觀念の徹底があり、一方には事實の徹底がある。この互に相反する思惟の方向は、例え經と史との相違から由來するという説明だけで蔽い切れるであろうか。いま私はそれらの間に答える用意がない。

全て今後に期すべき問題である。

三、編纂の意圖

司馬光の通鑑編纂の意圖は、次の諸篇の中に云々盡くされている。

「每に患う、遷固以來、文字繁多にして布衣の士よりしてこれを讀むも偏からず、況んや人主、日に萬機あるに於てをや、何ぞ周覽するに暇あらんや、臣常つて自ら揆らず、冗長を刪削し機要を擧撮せんとする」（進書表）

「前世の史は、太史公記す所より下は周顯德の末に至るまで、簡策極めて博く科學に於て急にする所にあらず、故に近歳の學者讀まさるもの多く、能くこれを道う者有ること鮮し」（十國紀年序）

「春秋の後今にいたる迄余年、史記より五代史に至る一千五百卷、諸生年を歷るも能くその篇第を竟うるなく、世を畢うるもその大略を擧ぐる能わず、煩を厭い易きに趣り、行くゆくは將に泯絶せんとする」（劉恕・通鑑外紀序）

今これらを整理してみると、編纂に際して司馬光にはおおよそ次のようない問題意識があつたようと思われる。（一）從來の舊史は厖大にして繁雜、かつ斷片的であり、古代より五代に至る歴史の流れを通覽することが困難である。（二）君主の治道に有効な通史が存在しない。（三）當今の士大夫は歴史を學ぼうとはせず、また彼等が讀むに便利な通史が存在しない。

以上の各項についていま少しこメントを付してみよう。（一）の通史待望は、司馬光個人の欲求以前に先ず時代の要請としてあつたことはすでに略述した。（二）はこの通史が單に前代の事蹟をその時代の責任に

おいて統一的に整理し、次代へ傳えるだけのものではなく、むしろ現在からの要請で書かれたことを證し立てる。^(四)もちろん、力點は(二)に置かれている。△史記△は「後世の聖人君子」(太史公自序)が現われるまで名山に隠れねばならなかつたが、△通鑑△の讀者は誰よりも先ず當世の聖人君子たる皇帝であった。司馬光は君主に規諫を呈する位置にある自己の視座から、前代の歴史事實を再構成して皇帝に提供せんとしたのである。

司馬光は出來上つた部分を神宗に進講しているが、當代の治道に有益であつたかどうかは甚だ疑わしい。果たして神宗は本心からこの通史に期待をかけていたのであらうか。まだ完成していないうちから△資治通鑑△という名と序文と豊かな生活の保障を與え、苟悅の△漢記△よりも出來映えがよいと激賞し、その完成を促すために頴邸の舊書二千四百卷を借與し、完成するや司馬光を資政殿學士に取り立てた事實は、通史完成に寄せるこの青年皇帝の並々ならぬ期待のごとく見える。しかし逆に云えば、異常とも思える過度の期待である。實はそれは、正論ばかり展開することの口のうるさい、だが不思議に士人と人民に信望の厚い硬派の官僚を、態よく政治から遠ざけるための方便ではなかつたか。革新の氣に溢れた若い獨裁者にとって、過ぎ去つた事柄よりも財政の窮乏と官界に弛緩のきさし始めた宋帝國の行末の方がはるかに強い關心事であつたはずである。王安石に充分その行政手腕を發揮させるために、舊法黨の領袖と目された司馬光を文字の間に老死せしめんとする腹が神宗にあつたと考えざるを得ないのである。^(四)これは私ひとりの推測ではなく、夙く先人も指摘している。

ところで、△通鑑△は「往事に鑑み治道に資あり」(胡三省・音註通鑑序)といふ題名からして帝王學の性格は明瞭だが、皇帝の治道に資

するためにのみ編まれたのではない。治道は皇帝ひとりでは成就されず、皇帝とその支配の代行者である廣汎な官僚を俟つて始めて成立するものである。從つて皇帝はいかにあるべきかという問題は、士大夫はいかにあるべきかという問題と分ちがたく結びついている。△通鑑△のライトモチーフは帝王と臣下の道であり、その期待された讀者は皇帝ひとりではなかつたのである。^(四)ただその際、支配のテキストである△通鑑△に人民からの視點が缺落しているのはいうまでもないとしても、官僚は専ら對君主關係において捉えられており、對人民の視點が設けられていないのは、皇帝獨裁制という時代背景と、皇帝に諫言を呈する立場にいた著者の位置取りの然らしめる所であつた。

ところが現實には、先に引いた△十國記年序△からも知られるように、一般の士大夫達は、史學の學習は科舉の急務ではなく、かつまた治道に有効で讀むに便利な史書がないという理由から、殆ど史書を手にする機會がなかつた。史書と士大夫が互いに疎外しあうという惡循環がそこにあつたのである。^(四)△經△と△史△の讀書は歷代中國の知識人の責務であったが、六朝～唐代の一般の知識人にとつて△史△の讀書は、△史記△は別格として△漢記△があるいはせいぜい△後漢書△△三國志△止まりであつた。彼等自身に歴史を知る意欲が乏しかつたのではなく、版本が普及していなかつたことがその大きな要因であつた。五代に入つて印刷術が起つたが、史書の刊行は政府の事業として始められる北宋まで待たねばならなかつた。しかし正史の殆どが印刷された北宋ですら、まだ部數も少なく從つて廉價であつたとは思われず、一般の知識人にはまだ手が届かなかつた。他ならぬ司馬光自身でさえ、「宋より隋に於ける正史、井びに南北史」を細視する機會が與えられていなかつたのである。^(四)正史でさえこのよだんな状態であつたか

ら、他の群小の史書は推して知り得よう。それらは宮廷の書庫と専門家の書齋に眠つており、一般の知識人にとって自國の歴史の全貌はいに及ばず、近世の断片的な史實すら知りようがなかつたのである。

司馬光がそれらの大部な史書を嚴正に取捨選擇し、千三百六十餘年の治亂の跡を二百九十四卷にまとめ上げ、少數の専門家の占有物から多くの讀書人の共有物へと開放した功績は高く評價されてよい。

△通鑑の刊行は著者の生前からすでに宣仁太后から勅令されたが、この書が當の北宋においてどれだけ廣く讀まれたかは甚だ疑問である。△通鑑が始めて成った時、ただ王勝之ひとり借りて一讀したが、他の人はまだいくらも読み進まないうちに欠伸して睡氣を催したという。そのウォリュームに恐れをなしたのであらう。また、讀まねばならぬ書という評價がまだ確立していなかつたせいもある。南宋に至り、朱子が空論よりも事實を尊重せよという主張のもとに△通鑑綱目を書くに及んで、この書の評價は決定した。彼のこの主張は以後の儒學に繼承され、朱子學の退潮と共に△通鑑自體は閑却されても、その原本である△通鑑は君臣の渝らざる理法を示すものとして必讀の書と意識されるに至つたのである。しかしながら、當の北宋においては君臣ともにさほど尊重されず、後世において喧傳されたのは、著者の意に反した歴史のイロニーと云うべきか、あるいはそこにこそ著者の祕められた遠大な眞意運命と云うべきか、あるいはそこには、著者の祕められた遠大な眞意があつたと解すべきか、にわかには斷定し難い。

II 資治通鑑論

一、形式について

△通鑑は紀傳體を探らず、それより遙かに古いスタイルである編年體で書かれた。△史記が出現して以來、それ以後の正史は全て紀傳體で書かれことになつたが、荀悅の△漢紀、袁宏の△後漢紀等、編年體の史書もそれと並行して歴代編まれた。しかしそれら群小の斷代史は△通鑑が出現するまで、紀傳體に奪われた史學の主流の座を奪い還すことは出來なかつた。

さて、司馬光が編年體を選んだのは、時間繼起の連鎖によつてひとつの歴史の場を提供する編年體の方が歴史を通覽するのに便利であるからであった。しかし紀傳體が發掘した人間學の成果も充分攝取し——國家の興亡と共に個人の生死についても△通鑑は紙數を惜しんでいない——また文化史、制度史、經濟史等もその一筋の太い流れの中に取り込んでおり、すでに十世紀の傳統を持つ紀傳體を全く無視したわけではない。紀傳體の祖△史記を巨大な建築に喻える時、△通鑑は壯大なボリフォニーに比すことができよう。

ところで彼が編年體に據つたのは、技術的な問題の他に今ひとつ内的な動機があつたからだと思われる。宋代は古典を從來の訓詁にとらわれず、自己の眼で内在的に解釋せんとする學風の起つた時代である。史學の分野でも△春秋の新しい解釋が盛行するが、司馬光はそうした古文復興の波に乗り、歴史記述の方法そのものをもう一度古代に還さんとしたのである。△通鑑はいわば古史の繼承と復活であ

り、また同時に父祖傳來の形式に依りかかりすでに形骸化しはじめていた紀傳體に對する批判であった。彼はその直前に完成した「新唐書」や「五代史記」には目もくれず、司馬遷を「好奇」と點けて「史記」を飛び越え、「春秋」よりも事實主義の「左傳」に範を求めたのである。⁽²⁴⁾ しかも單に編年體の準據に留まらず、文體においても「左傳」に擬しているところがある。「通鑑」における時間の溯及法である「初……」という書法、また「……從此始」、「請死」「請罪」という表現、あるいはまた胡三省の云うように「通鑑」が某人の破滅の前にその原因を書くのも「左傳」の體例であろう。「春秋」に倣わなかつた理由のひとつは、聖人でない限り毀譽褒貶はなし難く、むしろ事實を直書して讀者の判斷に委ねるべきだという信念が彼にあつたからである。⁽²⁵⁾

司馬光がこのように「左傳」を強く意識したのは、その體裁に倣わんとしたためばかりではなく、「左傳」を直接繼承しようとする意圖があつたからである。即ち、彼は「左傳」の終ったところから書き始めているのである。「左傳」の終りは知伯の滅亡した周の定王十六年（前453）。「通鑑」の始まりは周の威烈王二十三年（前403）。ところが「通鑑」における二十三年の事蹟は、知伯を滅ぼし晉を篡奪した韓・魏・趙の三氏を周室が諸侯と認めたことと、「燕泯公薨、子僖公立」のみたつだけであり、あとは「左傳」の末段まで溯及して知伯の滅びに至る經過と原因、及び三家の興隆の記述に費されている。従つて「左傳」と「通鑑」とは時間的には斷絶していない。「春秋」の終りから始めなかつたのは、「經」に續けることは自己と聖人とを同じレベルに置く不遜な行爲と考えたからであった。⁽²⁶⁾ 同じ宋人でも「春秋」を「斷爛朝報」と罵倒したと云われる王安石とは對照的であり、司馬

光と同じく「春秋」を崇拜し「春秋」を繼ぐことを父から遺命された「史記」の作者が、ついに「春秋」を呑み込んでしまつた態度とも著しく對照的である。「經」と皇帝の不可侵性は司馬光において一體であつたのであらう。

さて、司馬光が「左傳」の終りから書き始めたのは、「通鑑」を「左傳」に接合させることによつて、「左傳」と「通鑑」という通史を構想したからであつた。「左傳」空間と「通鑑」空間とが連續するためには、後者は前者と異質の體裁であつてはならず、さればこそ宋代における古史の復活という一見アナクロニズムに見える形を冒して、魯隱公元年（前722）に始めを託した、千六百八十餘年の歴史を包括する通史である。

時代は連通管のよくなものであり、外見上異質と思われる事象の間にも精神の原理としては共通のものが存在するはずである。「通鑑」が「左傳」を直接繼承したことはまた宋學と深く關わりあつてゐる。即ちこの繼承は宋學の諸性格のうち、（一）原典主義、（二）道統、（三）正統主義、の史學における反映である。（一）についてはすでに略述したが、司馬光にとって歴史の祖は「春秋」と「左傳」であり、それ以外の史書は「史記」であれ「漢書」であれ、本流より分れ出た支流にすぎなかつた。まさしくその氣宇壯大な構想力において「通鑑」は史學部門における宋學的一大成果であったが、「春秋」や「左傳」それ自體を飛び越え、獨自の形式で太古以來の歴史世界を再構成しえず、「左傳」の壁の前で立ち止まらざるをえなかつたのは、司馬光と宋學の限界であった。漢代に司馬遷が空前の世界史を書いた時、紀傳體という全く新しいスタイルを創造し、「春秋」や「左傳」をその世界の中に包み

込んでしまったのは、彼の新しく巨大な精神が時代と古い形式とを突き破らざるをえなかつたからである。同じく古今を包括せんとする通史を試みながら、司馬光はその時代とへ經▽とを越えることができなかつたのである。

次に(二)について。道統とは云うまでもなく、先王の道を断絶させてはならず、その道を繼承して代々傳えて行くのが知識人の責務であるという持續意識の謂である。宋學の先驅者と云われる韓愈はへ原道▽の中で先王の道の傳統とその斷絶を説き、明確な形で道統の説を提起したが、この説は宋代、周・程等によつて繼承せられ、朱子に至つて確立されたことは周知の通りである。道統の説は朱子になるとより明確なより局限された系譜となるが、そもそもは廣く聖人の道の傳授といふ持続意識の謂であり、司馬光のへ左傳▽繼承は史學における道統の實踐と云える。彼は孔子＝左丘明の次に自己を位置づけることによつて、正統的史學の傳統を恢復しようとしたのである。道統の説はまた正統主義と結びついている。

よく云われるよう、宋學とはまた道佛のへ異端▽二教に對する儒教の正統性の宣言であった。所謂へ三玄▽を愛讀した六朝の貴族にとって、儒教的な價値は必ずしも唯一絶対のものではなかつた。佛典をへ内典▽と云い經書をへ外典▽とする呼稱の中にも儒教の權威の失墜を見る事ができるが、この價値の混亂と根本精神の忘却は唐代に入つても基本的には變わらず、太宗の勅令によつてへ五經正義▽は編まれはしたが、儒生達はその枠内から出ようとせず、却つて儒學の停滞を招いた。一方、佛教の側では精密な理論構成が完成し、禪も起り始めていた。かかる儒學の混迷と價値の混亂状態に對し、中國の學としての儒教の正統性を主張したのが韓愈であったが、彼の精神を繼

承し儒教の場で道佛一教を止揚統一することによつて儒教そのものを補強し、その正統性を復權させたのが宋學であった。

同じようへ通鑑▽のへ左傳▽繼承は、紀傳體に對する最も正統的な史體である編年體の復權の試みであつた。むろん司馬光には、儒家が道佛を異端として排斥したほどの紀傳體に對する敵對意識はなかつたであろう。しかし本流であるべき編年體が支流の紀傳體に壓倒され衰微しているという意識はあつたはずである。へ通鑑▽はへ左傳▽と直結することによつて、へ史記▽＝へ五代史記▽の紀傳體に對抗し、へ春秋▽＝へ左傳▽＝へ通鑑▽という編年體の系列を確立し、一舉にその失地恢復をはかつたのである。

二、書法について

へ通鑑▽の標榜している主題は、「歴代君臣の事迹」と「國家の盛衰」と「生民の休戚」との古今を貫く姿であつたが、司馬光の照準は「歴代君臣の事迹」、即ち君主のあり方、臣下のあり方に置かれている。いわば最前線に「歴代君臣の事迹」があり、その後に「國家の盛衰」が置かれ、「生民の休戚」は更にその背後に隠んでいるというのがへ通鑑▽の構圖であつて、司馬光は「國家の盛衰」も「生民の休戚」も全て君臣のあり方如何にかかっていると考えていたよう思われる。へ通鑑▽の構造もそれと對應しており、その叙述は、史書としては異例なほど夥しく採錄された臣下の上奏に對して、君主がいかに受けとめたかという形で展開されている。むろん、臣下の行爲や君主の發言がないわけではない。しかしへ通鑑▽はその構造として、臣下の長々とした規諫の部分と君主を中心に動く出來事の部分から成り立つてゐるのである。

この二元性は、ペロボネーソス戦争を目のあたりにしたアテネの史家の歴史叙述を想起させる。ここで私はヘ通鑑とヘ戦史とを無媒介に結びつける積りは毛頭ないが、古代ギリシャ世界最大の戦役を記録するに際してとったツキュディデスの方法も、やはり緊張にみちた二元的な構造をもつた叙述形式であった。ヘ戦史は春夏秋冬の時間経過に従つて並べられた出来事の部分と、危機に面して決断を迫られた各國の政治家の演説の部分から成り立つてゐるのである。それは、著者の中の政治的豫斷と、動かすことのできない結果的事実との矛盾相剋の反映であるが、彼は歴史の眞實とは行動的事実のみによつて成り立つものではなく、言葉にあらわれた知性の營みとの兩面から捕捉されねばならないと考えていたのである。言葉と行爲、演説と決議、理論と實際、豫斷と結果等々の二元的對置によつて、ヘ言とヘ事について明確な方法的自覺をもつていたこのヘロドトスの後繼者は歴史の眞實に迫つて行つたのである。

中國でもヘ言とヘ事との區別は夙くから意識されていたようである。ヘ禮記玉藻篇に「動けば則ち左史これを書し、言えば右史これを書す」とあるのがそれで、ここから事に關するものはヘ春秋、言はヘ尚書と區別し、歴史を記言の史と記事の史とに分けるようになつた、とヘ史通の作者は云う(卷二、載言第三)。ヘ左傳を經てヘ史記に至り、その兩者を綜合した歴史記述の試みがなされたと思われるが、ヘ通鑑は意識的にヘ言とヘ事とを分けるだけに留まらないで、兩者の葛藤の中に歴史の普遍的な理法を探ろうとしている。

上奏文はふつう規諫者の現状把握から始められる。そこには出來事の叙述からだけでは知りえない歴史事實が呈示される。従つてヘ言

は規諫者の主觀によつて切り取られた世界とはいえ、別の角度からヘ事を補足するものである。しかし、上奏は具體的な歴史事實を補うだけではない。秀れた上奏には時代の制約を越えた普遍的な君主のあり方、臣下のあり方が示されていると司馬光には意識されていた。例えば、彼が唐の陸贊の上言をあれほど長く執拗に採録したのは、そこに古今を通じて渝らぬ眞理を見出したからであろう。

しかしながら、上奏文の挿入は、たんに行爲と言葉との並列的な對置による歴史世界の描出に留まるものではない。上奏とは君主の治道に對する批判であり、現狀の否定のあと、かくあらねばならぬという當爲が續き、さもなくば惡しき結果に陥るであろうという豫斷によつて結ばれるのが常である。従つてそれは、君主の態度如何によつて歴史を變える可能性を孕むものである。司馬光は上奏と君主との關係を極めてディアレクティックな緊張に満ちたものとして捉えている。彼は秀れた上疏がいかに未來を先取りしており、聴く耳をもたなかつた君主がいかに現實から復讐されたかを克明に跡づける。例えば、卷七十五、魏紀七、邵陵厲公嘉平四年、魏の諸葛誕は吳討つべしとの議を起こす。司馬師の諸間に對して口を開いた尚書の傅嘏は、事細かにその不利を上言して反対するが、司馬師は耳を借さず、大軍を吳に派兵して大敗を喫す。司馬光はその敗戦の原因を自らは語らず、傅嘏の豫斷の中に語らせ、この場合、司馬師が傅嘏の眞申に耳を傾けておれば敗戦はありえず、歴史は別の展開を辿つたかも知れないと暗に仄めかしているのである。

次にヘ通鑑の書法について述べる。(一)事件を連鎖として捉える、(二)附加、(三)挿話、(四)對照、等がその主要な方法である。先ず(一)について。ヘ通鑑は斷片的な歴史事實の時間繼起による羅列ではなく、そ

れぞれの事柄はその位置が互いに隔つても因果關係の系によつて結びあわされている。司馬光は結果だけを記すのではなく、王朝の滅亡、個人の破滅の原因を追求する。先に引いた傅嘏の豫測と魏軍の大敗が示すように、多くの場合原因是臣下の諫言の中に呈示される。また、その原因を豫め伏線として潜ませている場合も多い。△通鑑は遁走曲のように多くの獨立した事柄が未解決のまま並行して呈示される編年體であるから、或る事柄の原因と結果の間にそれとは無関係な他の事蹟が挟まれており、熟讀しないと原因と結果の連鎖がとらえがたい。胡三省は親切にも、さりげなく述べられている原因の箇所に必ず「……張本」という注を入れ讀者の注意を喚起している。また、原因と結果とを時間の順序に従つて書く方法だけでなく、時間の懸隔を飛び越えて兩者を直接結びつけたり、先に結果を書きその後に原因を記している書法もあり、これらの場合因果關係は明瞭である。更にまた△通鑑は原因と結果の兩極を呈示するだけでなく、その間のプロセスも詳細に跡づける。特に陳王室の滅亡の叙述は詳細を極めており、後唐の滅亡の記述もその必然性をひとつひとつ積み上げてゆく精緻なものである。

(二)の附加について。△通鑑は編年體であるから、その記述は時間の順序に従うことと原則とする。しかし時にはひとつ的事柄をふくらませるために時間を無視し、過去に溯つたり未來を先取りしたりして、當該の事柄に接合させる場合がある。この書法は事柄本位であり、時間を軸とする編年體と矛盾するが、袁福の紀事本末體はこの方法を發展させて行つたものであろう。

(三)の挿話も附加的手法の一種であるが、後者が當該の事柄を時間的に連書し、單にそれを補足敷衍するのに對し、これは全く別の

角度から本件を照射する。挿話そのものは客觀的事實であるにしても、その置き方の中に史家の主觀的判斷が働いている。

次に四の對照について。この方法は(甲)の次にそれと全く對照的な(乙)を置くことによって、(甲)を際立たせたり(甲)(乙)を互いに鮮明にせんとするものである。項羽と劉邦の對比はその典型的なものである。卷九、漢紀一、高帝元年十一月の條、民の期待を一身に集めた沛公の叙述のあと、秦卒二十餘萬人を阮にした非情な項羽の姿が描かれる。これは△史記以来のいわば古典的な對比であるが、兩者のこのような相異の中に、史家は沛公の興隆と項羽の没落を見て取っているのである。以上、△通鑑の方法について略述した。これによつても、△通鑑が選擇された事柄を時間繼起の軸に沿つて單純に排列したものではないことが知られよう。單純どころか司馬光は極めて綿密に排列し直しているのである。史書において純然たる客觀主義はそもそも存在しないが、△通鑑の客觀主義といつても個々の事實に精確さを期しただけの、いわば括弧つきのものであることに留意する必要がある。嚴密に云えば、その個々の事實それ自體からして司馬光が直接目撃したものでは固よりなく、そうした無數の事實の選擇過程にも彼の主觀が混入せざるをえないし、右に述べたように選擇された事實の再構成に至つては、ニーチェに倣つて云えばこれはもう司馬光個人の世界解釋と云つても過言ではない。司馬光が編年體を選んだのは、精確な史實の記述を目指した彼にとって紀傳體は著者の主觀を大きく含みがちな體系であったからだ、という説があるが、實はその逆で、枠組の固定された紀傳體の方がむしろ自由に書きにくかつたからではなかつただろうか。すでに述べたように△通鑑は事實主義を標榜しているだけであつて、私には△通鑑は著者の見識によつて△事實を切

つてゐるという意味で、逆に主觀臭の強い史書のように思えてならない。少なくともへ通鑑を客觀主義という視點からのみ捉えるのは皮相な見解であり、へ主觀から視點、更にへ客觀とへ主觀のディアレクティックとして捉える視點が必要であると思う。選擇や再構成の際に顯在化する彼のへ主觀の形については更に詳細に論證する必要があるが、今後に俟つことにしたい。

三、へ臣光曰について

周知のようへ通鑑もまた中國歴代の史書と同じく論贊をもつてゐる。ただ、正史のそれが巻末に置かれ、おおむね個人や制度の全體に對して論評されたのと異なり、編年體に據つたへ通鑑の論贊は個々の歴史事象を任意に切り取つて批評を加えている。へ左傳のへ君子曰で始まる自由な批評形式に倣つたのである。しかしその批評對象は専ら君臣に関する事蹟——とりわけ君主のあり方が壓倒的に多いが——に集中されており、文化史、制度史、經濟史プロバーの批評は殆どない。司馬光はへ史臣でも自由なへ君子でもなく、皇帝のへ臣に他ならない自己の立場から逸脱しようとはしないのである。評者の位置の曖昧なへ贊曰へ論曰ともしなかつた所以である。また、その字數も正史のそれのようへば一定しておらず、小は數十字から大は數百字まで幅があり、かつ、論贊の全てが司馬光のオリジナルとは限らない。全二百十數篇の批評のうち、約半數は歷代の思想家・歴史家の説を援用しており、へ臣光曰は百七篇である。つまり、彼の云わんとする所の半分はすでに先人の言に云い盡くされてしまうことになる。その先人の選擇の中にも彼の傾向が現われているように(例え最も多く採られた班固の十五篇に對して司馬遷は二篇しか

ない)、その歴史批評は傳統的な儒者の最大公約數の枠内に留まつてゐる。しかし、却つてそこにしてこそ奇を衒うことを嫌つた司馬光の眞骨頂があるように思われる。彼は自己の思想の凡庸さについては先刻承知していた。へ迂書の辯庸などを讀むとその凡庸さに居直つてさえいふ。歴史家司馬光は、一見獨創的と思われる思惟の風化を多く見てきたに違ひない。彼がへ臣光曰の中で提出したのは、個性的で斬新な思想でも何でもなかつた。彼が目指したもののは、歴史の流れの中で淘汰されて生き延びたもの、萬人にとつて妥當と思われるあり方であつた。それを普遍性と呼んでよく、また凡庸さや迂闊さと呼んでもよい。彼は秀れた創造者ではなかつたが、忠實な祖述者であつた。このような思想家が新法に對してへ保守反動の側にまわらざるをえなかつたのは當然の成り行きであつたし、自分に最も適わしいジャンルとして歴史記述を選んだのもまた當然であつた。

今ここで私は、へ臣光曰を拾い集めて司馬光の思想を再構成する積りはない。彼のトータルな思想については、その浩瀚な文集や他の著作を読み了えた段階で提出したい。また、へ臣光曰の論理が時代に對してもつ有効性についてもいま検證する用意がない。ここでは、へ臣光曰に現われた彼の歴史意識と君臣觀の二點について祖述を試みたいと思う。

司馬光のへ易好みは廣く知られている。特に彼が敬慕した揚雄のへ太玄經には注を書いているし、晩年のへ太玄經に模してへ潛虛まで書くほどの凝りようである。司馬光におけるへ易と歴史への傾倒は暗示的であるが、ここではへ易を媒介にして彼の時間意識を導き出すに留めたい。要するにへ易は循環論である。へ潛虛では一層明確であり、そのへ元からへ齊に至る五十五の掛は圓環として

圖示されているし、人の生はへ虚Vに始まり様々の曲折を経て再びへ虚Vに返ると説明されている(名圖)。これは一見時間の推移を説くに見えながら、實はこの世界を完結した統一體として極めて靜態的に捉える超時間的な思惟であり、このような思惟が歴史の場で展開した時、歴史は無限に變化發展して行くものという意識は生まれてこない。彼は歴史を變化の相ではなく、不易の相で捉える。有爲轉變の奥に不易なるものの貫通を見る。彼はそれをへ道Vと呼んでいる(迂書・辯庸)。歴史とはこのへ道Vの消長過程に他ならない。治世とはへ道Vの實現された時代であり、亂世とはへ道Vの忘却された時代の謂である。従つて各々の時代には堯舜の世が現出する可能性も、桀紂の亂世に陥る危険性もある。ここには、歴史の展開は人間の力では抗い難い運命によるという決定論はない。彼はあくまで人爲的努力によつて歴史は變革しうると考えている。これは彼個人の資質からくる史觀といふより、宋代の氣風の反映であろう。このようへ今Vもへ古Vも同じへ道Vの消長とすれば、過去の史實はもはやへ今Vによつて乗り越えられた無用の堆積ではない。へ今Vに働きかけへ今Vを變革する可能性能を孕むものである。へ鑑Vとしての史書が成立する所以である。

しかしながら、彼の歴史觀はそのような理想主義的な色合いを帶びてゐるだけではない。また一方で卑小な保守主義とも手を結んでゐる。彼のいうへ道Vは理念として假空に存在するものではなく、あたかも萬物がへ虚Vから生まれ出たように、堯舜禹という生身の人間存在から流れ出たものであり、再び萬物がへ虚Vに歸り着くように、それぞれの時代はへ古Vの聖王の治世に回歸して行かねばならぬものと意識されていた。こういった過去の聖なる一點を理想と仰ぐ尙古主義と循環論の結合は何も目新しいものではない。ところが司馬光の場合

特徴的なことは、それだけに留まらず、その固有のへ古Vの時間を歴史の各點にスライドさせてゐるのである。前者のへ古Vを假りに(A)とし後者を(B)とすると、價值の絕對的な源泉である(A)が本來は相對的であるはずの(B)にオーバーラップされ、(B)までも絕對化されているのである。

ここにへ古Vは多元化され歴史に遍在するものとなり、へ易Vやへ潛虛Vのあの壯大なサイクルは矮少化され、歴史は創業と守成のパートナーの循環となる。創業の時代は絕對化され、それを繼承した時代は祖宗の殘した法と制度とを遵守して行かねばならず、それらをむやみに改易することはへ古Vに對する冒瀆に他ならぬ、というかなり論理に飛躍のある體系が出來あがる。彼はへ臣光曰Vにおいてしばし創業の君主に課せられた任務の重大さを強調する。裏返して云えば守成の君の忠實さである。ところで、へ通鑑Vはへ今Vに對するへ鑑Vとしての史書であるから、この攻撃的な體系の筒先が、太祖の創業を守成して行かねばならぬにも拘わらず、變革の嵐の吹き荒れるへ今Vに向けられているのはいうまでもない。ここに至ると尙古主義は明らかに保守主義と野合している。尙古主義そのものはへ保守Vでもへ革新Vでもない。へ今Vに生きる主體がへ古Vとの懸隔を激しく意識した時、尙古主義は變革の思想にも轉化しうるのである。司馬光も元々へ今Vに満足していたわけではなく、初めは熱心な改革派でさえあった。しかし王安石の新法は彼の企圖した改革のプログラムとは全く異なる地平から出現し、傳統的な儒者であった司馬光にとってそれはへ今Vの改惡としか映らなかつたのである。この問題は一義的に論じうる性質のものではないので、ここではこれ以上深入りしない。ここで私はただ、へ臣光曰Vにおけるへ古Vの分裂は、新法によつて引き

裂かれた彼のへ今▽からの苦しい要請であったと云うに留める。

次にへ通鑑▽の中心的主題である君臣の義について略述したい。このテーマについても彼の論點は傳統的な君臣觀から大きく逸れるものではない。司馬光がへ易▽と共に晩年いたくへ禮▽を好んだこともよく知られている。(名臣言行錄卷七)。へ臣光曰▽は、一言を以て蔽えばへ禮▽の體系である。ところでへ禮▽とは内なる德性の表現であると共に、具體的な形式を踐ることによつてその德性の涵養をも目指すものである。⁽⁴²⁾ 内面を重んじると共にあくまで形を離れないのが孔子の禮論であるが、それを繼承した孟子は内面へ傾斜して行き、荀子は外的規範としてのへ禮▽を強調した。司馬光が荀子の禮説を忠實に受け継いでいることは、論賀の劈頭を飾る有名な名分論の唱道によつても明瞭に知られる。そこでへ禮▽が所謂正名の思想と結合していることからも明らかかなよう、彼にとってへ禮▽とは何よりも秩序の原理であった。君が君の分に、臣が臣の分に安んじることによつて招來されるであろう美しく整合的な世界は、例えばへ潛虛▽體圖などに見ることができる。

しかしその各々のへ分▽という枠組は、へ法▽によつて護持して行くと同時に、また内的德性によつて主體的に充填されねばならない。

そうしてこそ始めて、君臣の紀綱は名實ともに成就されると彼は考えていた。彼は例えばへ迂書▽士則において、君の臣における絶対性を父の子における絶対性になぞらえ、それらを天の絶対性に根據づけるという回りくどい仕方で皇帝權力の絶対性を擁護してはいるが、しかし窮屈のところ彼は徳の有無を越えた君臣關係の絶対性を容認しているわけではない。「人君の徳不明なれば則ち臣下忠を竭くさんと欲すと雖も何によつて入らんや」(卷二十九、漢紀二十一、元帝建昭二年、論

贊)⁽⁴³⁾ と云つてゐるよう、その君臣觀の基調は傳統的な「君臣義合」(禮記・曲禮)という相對主義であることは否めない。司馬光は帝王權力を絶對化しているとはいゝ、その恣意は許しておらず、徳(仁・信・義)、明、聽納、禁欲、慎、といった様々な倫理的制肘を帝王に加えている。

一方、臣下のへ分▽に充填されるべき內的倫理は、へ忠▽やへ節▽であることは云うまでもない。馮道論の中で「臣たりて不忠ならば、また材智の多、治行の優と雖も貴ぶに足らず、何となれば則ち大節すでに虧くるが故なり」(卷二百九十一、後周紀二、太祖顯德元年、論贊)とい、また同じ所で「臣の君に事う、死あるも貳なし、これ人道の大倫なり(……)臣愚以爲らく、正女は二夫に從わず、忠臣は二君に事えず(……)臣愚以爲らく、忠臣公を憂うること家のごとく、危を見れば命を致し、君過ちあれば則ち強諫力爭し、國敗すれば則ち節を竭くして死を致す」と激越な調子で述べており、これは一見君の臣に對する絶対性、臣の君に對する片務的な義務を高唱しているかのよう見える。しかしこのような激しい倫理は上に明君がいることを前提とするのであって、無徳の君に仕えた場合でも、あの殷の比干のように殺されるまで極諫せよと司馬光は云わないものである。

厳しい名分論を提倡した司馬光は、そこにいわばへ隠▽といふひとつの窓を開けるのを忘れない。ここでいうへ隠▽とは、文字通りの隠遁から囊括して物を云わない姿勢までを含める。要するに韜晦の謂である。このような士人の態度を彼は保身と區別してへ明哲保身▽と呼び、忠臣に劣らぬほどの高い評價を與えている。むろんへ隠▽は遭遇した暗君と亂世とに餘儀なくされるものであつて、初めからへ仕▽を拒んだ隱者は否定される。司馬光は亂世にあつてその終りを

全うしたへ隱▽の實踐者を數多く顯彰している。例えば、漢の社稷を存續せしめると同時に、暴君とは云えないが猜疑心の強い高祖の下でその身をよく全うした張良や(卷十一、高帝五年)、後漢末の混亂の中で誅を免れた士孫端(卷六十、獻帝初平三年)等である。また「功を成して能く退」^(脚)ぎ、へ荆臺隱士▽と號した五代の梁震にも賛辭を惜しまない(卷二百七十九、潞王清泰二年)。

ところで、このへ明哲保身▽の思想も司馬光が新しく提起したものではない。中國の傳統的な思想では、君臣は道を行なうために結ばれた一種の契約關係であり、道なき時は義絶つとして解消されるべき性質のものであつた。父子のア・プリオリな結合とは截然と區別されていたのである。へ明哲保身▽とは、「三諫して用いられざれば則ち去る、去らざれば則ち身亡ぶ、身の亡ぶことは仁人の爲ざる所なり」(說苑・正諫)とあるように、君臣の絕對主義を批判し、臣下の自由を保證する契機であった。へ忠▽が國家權力の側から要請された倫理とすれば、へ隱▽によるへ明哲保身▽は臣下の側から要請された處世法と云えるが、絶大な皇帝權力を背景に持つ支配のテキストであるへ通鑑▽が、一方で身の保全者を贊えていることは興味ぶかい。君臣の相對主義^(脚)と共にその絕對性を強調した文獻も歷代多數存在していたにも拘わらず、司馬光が宋帝國において改めてへ明哲保身▽を救い上げたのは、一體どういう理由によるのだろうか。この時代の土風と、うともあるであろう。またへ易▽を好んだ彼の個人的な資質から由來したと云えぬこともない。しかしそれだけでは根據として弱いと思う。

へ史記▽を専ら著者の個人的不遇から解釋することが安易にすぎないよう、へ通鑑▽を新法からのみ解釋することの安易さを警戒しつつも、なお私はそこに新法の影を見づにはおれない。例えば次の二文の

中に、時代に對する司馬光のへ債▽が潛められてはいないだろうか。

「天下に道あれば君子は王庭に揚げられ以て小人の罪を正す、而して敢えて服ざるものなし、天下に道なくば君子囊括して言わず、以て小人の禍を避く、而れども猶お或いは免れず、黨人、昏亂の世に生まれ、その位に在らずして四海に横流す、而れども口舌を以てこれを救い、人物を臧否し、濁を激し清を揚げ、虺蛇の頭を擗め虎狼の尾を蹠み、以て身は淫刑を被り禍は朋友に及び、士類殲滅して國隨いて以て亡ぶに至る、亦た悲しからずや、それ唯だ郭泰すでに明且つ哲、以てその身を保つ、申屠蟠、幾を見て作る、終日を俟たず、卓としてぞれ及ぶべからざるのみ」(卷五十六、漢紀四十八、靈帝建寧二年、論贊)

へ通鑑▽が、新法黨が權力を掌握している渦中に書かれた以上、右の文章から、道なき天下(黨錮の世)――新法の天下、小人(宦官)――新法黨、黨人――舊法黨、郭泰・申屠蟠等――司馬光・范祖禹等、というアナロジーを司馬光が想定していたと考えることは根據のないことではない。隱微な文章や歴史に假託して當代を批判することは、古來中國の文人の常套手段であった。へ通鑑▽は新法彈劾のためにのみ書かれたのではなかつたが、司馬光はへ通鑑▽の中にこのような文章を點綴することによつて、皇帝と士大夫と後世の讀者に、新法の惡とその禍を避けて洛陽に隠れた自己の正當性とを訴えたのである。また更に云えば、へ忠▽の道を絶たれ、へ明哲保身▽をその存在の根據とせざるをえなかつた司馬光は、へ資治通鑑▽を書くことによつて皇帝へのへ忠▽を恢復せんとしたのである。

(一九七一、三、五)

注(1) コラールはその著へヨーロッパの略奪▽(一九六二年、未來社、小島威彦譯)に云う、「東洋の諸民族にとって没落という觀念は縁遠い。彼等には歴史の距離の感覺、歴史の遠近法が缺けている。(……) 西洋の

歴史意識では古代・中世・近世の三つがはつきり區別されておりこれは西洋獨自のものである」(四十五頁)。「このような中世を全ての文化がもつてゐるわけではない。(……) 中世的中斷といふことこそ、西洋にとっては決定的な意味をもつものであった。(……) 支那人は彼等の歴史推移途上に何らの大きなとぎれも持たなかつた」(百五十八・九頁)。彼の説を全て承認するわけではないが、ここではただ、古代・中世・近世という西歐獨自の概念をそのまま無反省に中國史にあてはめようとする態度に疑問を提出するに留める。

(2) 史記＝太古ノ漢。南史＝宋・齊・梁・陳。北史＝北朝の魏・齊・周・隋。

(3) 書經籍志、新唐書藝文志＝六百二卷、史通＝六百二十卷。いま史通に從う。

(4) 魏晉人は歴史に強い關心をもつてゐた。彼等の歴史好みはまた易老の流行と無縁ではなく、それはあたかも司馬光の易好みと不思議に符合する。魏晉人の歴史意識と易の關係については、本田済「易學」(一九六〇年、平樂寺書店)二百十八頁参照。

(5) むろん私はここで古代ローマ社會の沒落と五代における貴族階級の沒落とは同質だと云おうとしているのではない。しかし宋朝の成立が中國史における大きなエポックであったことは動かない事實である。

(6) この時代に盛んに論議された正統論もそのような基盤なしには成立しない。尤も正統論が俎上にのぼつたのは宋代だけではなく、漢代や東晉時代にも議論されている。それらの時代に通史が編まれたのは偶然ではない。正統論については神田喜一郎「支那史學に現はれたる倫理思想」(昭和十六年、岩波講座、倫理學第十冊所收)が詳しい。なお司馬光の正統論については通鑑卷六十九、魏紀一、文帝黃初二年の論贊、及び溫國文正司馬文集卷六十一、答郭長官純書參照。小文では彼の正統論に言及する餘裕がなかった。

- (7) 詳しくは宮崎市定「宋代の士風」(アジア史研究四、昭和三十九年、京大東洋史研究會所收)、吉田清治「北宋全盛期の歴史」(昭和十六年、弘文堂)參照。特に後者は宋代の學術を理學に偏ることなく廣い地平で捉えている。
- (8) 英宗皇帝雅好稽古、欲觀前世行事得失、以爲龜鑑(司馬文集卷六十五、劉道原十國紀年序)。
- (9) 劉放(前漢・後漢)、劉恕(魏晉・隋)、范祖禹(唐・五代)らは當時の頑學であつた。通鑑編纂は叢目→長編→司馬光の筆削というプロセスを踏んだが、長編までの基礎工事が助手達の仕事であつた。彼等はひどく王安石に忤つて左遷されている。
- (10) 私はかつて大阪市立大學文學部における卒業論文へ史記太史公自序試論において、人性を剝奪され世界から追放された司馬遷は、自己の構築したロゴスの世界に列傳第七十として、記録者たる自己を刻印することによってその名と存在の不朽をはかつたと述べたことがある。
- (11) 司馬光はまた論贊の中で自分の著述は褒貶の法を立てたものではないとわざわざ断つてゐる。「臣今所述、止欲叙國家之興衰、著生民之休戚、使觀者自擇其善惡得失、以爲勸戒、非若春秋立褒貶之法、撥亂世反諸正也」(卷六十九、魏紀一、文帝黃初二年)。
- (12) 司馬光は史記が後世へ謗書」という非難を浴びたことを通鑑の中に記している。「昔武帝不殺司馬遷、使作謗書流於後世」(卷六十、漢紀五十二、獻帝初平三年)。また司馬光自身もすでに通鑑制作中において新法黨の側から中傷されている(文獻通考卷百九十三、經籍考二十に引く胡致堂の言)。更にまた北宋末、通鑑は新法黨人によつて歴史から抹殺されんとしたが、陳瓘の建議によつて事無きを得たといふ(宋史卷三百四十五、陳瓘傳)。
- (13) E・H・カーは、歴史は現在と過去との對話だといつてゐる(「歴史とは何か」一九六二年、岩波書店、清水幾太郎譯)。通鑑は「今」意識

の最も濃厚な史書のひとつである。

- (14) こういう政策は今に始まつたものではない。例えば太平廣記や文苑英華や冊府元龜の編纂といった宋初の文化事業は、不平を抱く舊臣を文字の間に老死せしめるためになされたと云われる（前掲へ北宋全盛期の歴史▽三十頁）。
- (15) 神宗欲斥之、亦無可誣之愆、故陽稱承先志、督勵編摩、因以授之元官、令其不得參廟堂之議（津藩版、資治通鑑序）。王安石や新法に対する憎惡に満ちているものの、私はこの藩主藤堂高猷の見解は卓見だと思う。
- (16) 胡三省も云う、「爲人君而不知通鑑、則欲治而不知自治之源、惡亂而不知防亂之術、爲人臣而不知通鑑、則上無以事君、下無以治民、爲人子而不知通鑑、則謀身必至于辱先、作事不足以垂後」（晉註資治通鑑序）。尤もこの一文は史記太史公自序の「有國者不可以不知春秋……」以下のもじりではあるが。
- (17) 以下の叙述は吉川幸次郎へ宋人の歴史意識▽（東洋史研究二四一二所収）を殆どそのまま踏襲している。
- (18) 司馬文集卷六十二、與劉道原書。
- (19) 同右卷五十一、奏乞黃庭堅同校資治通鑑箚子。
- (20) 胡三省・晉註資治通鑑序。
- (21) 胡注に云う、「溫公作通鑑、不特紀治亂之迹而已、至於禮樂曆數天文地理、尤致其詳、讀通鑑者如飲河之風、各充其量而已」（卷二百十二、唐紀二十八、玄宗開元十二年）。
- (22) 司馬遷好奇、多愛而采之、今皆不取（卷十二、漢紀四、高帝十一年、考異）。
- (23) 因丘明編年之體、倣荀悅簡要之文、網羅衆說、成一家書（劉恕・資治通鑑外紀序）。
- (24) 求詒勤罪、帝不許（卷七十、魏紀二、文帝黃初七年）。

(25) 注(1)参照。しかし彼は全く△春秋▽の體例を無視したわけではない。

私は春秋學に暗いが△春秋▽の痕跡をいくつか指摘してみる。例えば年號。西暦四百三年、桓玄は晉の安帝に迫つて禪位せしめたが、通鑑は彼の年號に従わない。この間の事情を胡注は次の如く云う、「是年（423）三月、元顯敗、復隆安年號、桓玄尋改曰大亨、玄篡曰永始、元興之元改於是年正月、通鑑自是年迄義熙初元、皆不改元興之元、不與桓玄之篡、撥亂世返之正也」（卷百十二、晉紀三十四、安帝元興元年）。司馬光はまた△崩▽と△殂▽とを使いわけており、六朝の天子の逝去はおおむね後者である。

(26) 劉恕・資治通鑑外紀序、参照。

(27) 進書表、参照。

(28) 戰史については久保正彰氏の明晰な譯と秀れた解説（昭和四十一年、岩波書店）に負うところが多い。

(29) このような例は枚挙にいとまがない程であるがいま一例を擧げる。

- (A) 上自即吉之後、奢淫自恣、多所興造、丹楊尹顏竣以藩朝舊臣、數懇切諫爭、無所回避、上浸不悅、竣自謂才足幹時、恩舊莫比、當居中永執朝政、而所陳多不納、疑上欲疏之、乃求外出以占上意、夏六月丁亥、詔以竣爲東揚州刺史、竣始大懼。胡注云、爲帝殺竣張本（卷百二十八、宋紀十、孝武帝大明元年六月）。
- (B) 東揚州刺史顏竣遭母憂、送喪還都、上恩待猶厚、竣時對親舊有怨言、或語及朝廷得失、會王僧達得罪、疑竣譖之、將死、具陳竣前後怨望譖謗之語、上乃使御史中丞庾徽之劾奏、免竣官、竣愈懼、上啓陳謝、具請生命、上益怒、詔答曰、卿訟計怨讐、已孤本望、今復逼煩思慮、懼不自全、豈爲下事上誠節之至邪。
- (C) 及竟陵王誕反、上遂誣竣與誕通謀。
- (D) 五月、收竣付廷尉、先折其足、然後賜死、妻子徙交州、至富寧湖、復沈其男口（大明三年五月）。

(B)(D)は連續して書かれているが説明の都合上三つに區切った。(B)の王僧辨の死は大明二年八月、(C)の竟陵王の謀反は顏竣の死の少し前、大明三年四月の出来事。つまり司馬光は(D)の顏竣の死の原因を、(A)を遠因、(B)(C)を近因と考えているのである。

(30) 卷百六十九、陳紀三、文帝天嘉四年五月、司空侯安都の賜死、また卷二百二十二、唐紀三十八、肅宗上元二年二月、李揆貶謫の叙述等参照。

(31) 卷三十七、王莽始建国三年、王莽の招聘を拒絕して餓死した龐勝の記述のあと、通鑑は一轉して當時の清名の士の傳に及んでいる。彼等はこの場合主役ではないが、ここに附加することによって王政權に対する強力な批判者が龐ひとりではなく多數存在していたことを示そうとする。それは同時に王莽に對する司馬光の批判でもあるだろう。また、卷百七十五、陳紀三、太建十三年十月壬辰の條、及び胡注参照。

(32) 卷百七十五、陳紀九、太建十三年十月、楊堅（隋文帝）即位のあとに置かれた四つの挿話参照。また、卷二百四十六、唐紀六十二、文宗開成五年九月庚辰、中央政界に歸り咲いた李德裕が帝前で得々として朋黨の禍を論じた後に、通鑑は彼が宦官の手引きで官位を得たという皮肉な挿話を載せる。

(33) また卷百三、晉紀二十五、簡文帝咸安二年七月、禪位の望みがはずれて忿懣やるかたない桓溫と爵位を辭退した秦の王猛との對照。卷百三十五、齊紀一、武帝永明元年、殘忍な于洛侯と寛政を布いた韓驥麟との對照。

(34) 増井經夫「アジアの歴史と歴史家」（昭和四十一年、吉川弘文館）百十一頁。

(35) 私は標點本の體例に従つて數えたが、この數字は通鑑の論贊を編集した清の伍耀光と異同がある。彼は全部で百七十篇しか數えておらず、^ヘ臣光曰▽でさえひとつ落としている（卷二百九十二、後周紀三、世宗顯德二年の論贊）。

(36) このような發想は次の朱子の考え方と酷似している。へ道▽をへ理▽に置き換え時間から空間へ展開させれば殆ど重なるのである。「朱子曰、萬物各具一理、萬物同出一原、萬物皆有此理、理皆同出一原、但所居之位不同、則其理之用不一如、爲君須仁、爲臣須敬、爲子須孝、爲父須慈、物物各具此理、而物物各異其用、然莫非理之流行也」（性理大全卷三十四、性理六）。

(37) 漢之所以不能復三代之治者、由人主之不爲、非先王之道不可復行於後世也（卷二十七、漢紀十九、宣帝甘露元年、論贊）。

(38) 論贊の到る所にへ古▽を基準として當代を評價する言辭が見られる。「然所以不能局於三代之王者、痛於不學而已」（卷十一、漢紀三、高帝七年、論贊）。「誠使武帝兼三王之量以興商周之治、其無三代之臣乎」（卷三十二、漢紀十四、武帝征和四年、論贊）。

(39) 漢の武帝は先帝の約束を守らなかつたとして責められており（卷二十一、漢紀十三、武帝太初元年、論贊）。蕭何の法を變えなかつた曹參、無爲を以て世に「伴食宰相」と呼ばれた唐の盧懷慎は贊えられている（卷二百十二、唐紀二十七、玄宗開元三年、論贊）。

(40) 夫創業垂統之君、子孫之所儀刑也（卷百九十一、唐紀七、高祖武德九年、論贊）。また卷七十九、晉紀一、武帝泰始三年、卷二百六十三、唐紀七十九、昭宗大復三年、論贊参照。

(41) 司馬光は遼英殿において蕭何の法を變えなかつた曹參の事蹟を神宗に進講している（名臣言行錄卷七、續資治通鑑長編拾補卷六）。

(42) 禮や君臣の義については小糸夏次郎へ禮の意義と構造▽（昭和十六年敏傍書房）から多くの教示を受けた。

(43) 宋學との關わりから云えば、司馬光が荀子の規範主義を繼承したのに對し、理學は孟子のこの内面主義を徹底させる方向へ歩んで行ったと云える。因みに司馬光は荀子を顕彰し孟子を激しく攻撃している（司馬文集卷十六、乞印行荀子楊子法言狀。同卷七十三、疑孟）。

(4) 古之君子、邦有道則仕、邦無道則隱、隱非君子之所欲也、人莫已知而道不得行、群邪共處、而害將及身、故深藏以避之（卷五十一、漢紀三、順帝永建二年、論贊）。春秋列國卿大夫及至漢與將相名臣、耽寵以失其世者多矣、是故清節之士、於是爲貴、然大率多自治而不能治人（卷三十七、漢紀二十九、王莽始建國三年、班固の贊）。

(4) 明哲保身が詩經大雅烝民「既明且哲、以保其身」から由來すること、云うまでもない。

(4) 前掲「禮の意義と構造」四百六頁以下参照。

(4) 君子見幾而作、不俟終日（易・繫辭下）。

(補注) 一例を擧げる。春秋・宣公二年の條に云う、「秋九月乙丑、晉趙盾弑其君夷皋」。左傳によれば、晉の夷皋を殺したのは趙穿であつて趙盾ではない。春秋の記録者は、責任ある地位に居りながら、主君を殺害した趙穿を討たなかつたという理由で、趙盾に筆誅を加えているのである。